

平成28年度 第1回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成28年度第1回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成28年 4月 5日 (火) 午後 1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫
- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
 - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)
 - 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産 (道・水路) の用途廃止について

出席委員 (33名)

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋 幸正 | 2番 | 藤田 紘正 |
| 3番 | 石川 有利 | 4番 | 星川 安徳 |
| 5番 | 長野 祥 | 6番 | 石川 邦彦 |
| 7番 | 合田 慎太郎 | 8番 | 石川 義照 |
| 9番 | 篠原 一志 | 10番 | 石川 雅弘 |

1 1 番	高 橋 裕	1 2 番	山 川 不器雄
1 3 番		1 4 番	篠 原 義 尚
1 5 番	石 川 武 将		
1 7 番	鈴 木 登 雄	1 8 番	
1 9 番	武 村 喜 太 郎	2 0 番	武 村 美 枝 子
2 1 番		2 2 番	三 好 忠 行
2 3 番	妻 鳥 和 美	2 4 番	高 橋 博
2 5 番	高 橋 寅 夫	2 6 番	深 川 厚
2 7 番	鈴 木 博 義	2 8 番	高 橋 恒 男
2 9 番	阿 部 恒 一	3 0 番	辻 政 春
3 1 番	安 部 忠 男	3 2 番	渡 邊 嘉 富
3 3 番	坂 上 大 恭	3 4 番	河 村 薫
3 5 番	齋 藤 伊 勢 子	3 6 番	高 橋 祥 志
3 7 番	鈴 木 和 夫		

欠席委員（3名）

1 3 番	賀 田 康 臣	1 8 番	三 宅 繁 博
2 1 番	篠 永 貴		

出席した職員

事務局長	曾我部 和 司	次 長	大 西 唯 文
次 長	近 藤 久 幸	係 長	岡 田 昇
係 長	岩 崎 浩 樹		

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶を
お願い申し上げます。

会 長 挨拶

議 長 只今の出席委員数は、33名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の
規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
13番 賀田 康臣委員、18番 三宅 繁博委員、21番 篠永
貴委員より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
14番 篠原 義尚委員、15番 石川 武将委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 受付番号44番～48番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 受付番号13番～18番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号13番 質疑ありませんか。

委 員 13番異議ありません。

議 長 14番

委 員 14番異議ありません。

議 長 15番

委 員 15番異議ありません。

議 長 16番

委 員 16番異議ありません。

議 長 17番

委 員 17番異議ありません。

議 長 18番

委員 18番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岩崎 浩樹君

岩崎係長 受付番号5番～6番を議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号5番 質疑ありませんか。

委員 5番異議ありません。

議長 6番

委員 6番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岩崎 浩樹君

岩崎係長 受付番号32番～47番、議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号32番、質疑はありますか。

委員 32番異議ありません。

議長 33番

委員 33番異議ありません。

議長 34番

委員 34番異議ありません。

議長 35番
委員 35番異議ありません。
議長 36番
委員 36番異議ありません。
議長 37番
委員 37番異議ありません。
議長 38番
委員 38番異議ありません。
議長 39番
委員 39番異議ありません。
議長 40番
委員 40番異議ありません。
議長 41番
委員 41番異議ありません。
議長 42番
委員 42番異議ありません。
議長 43番
委員 43番異議ありません。

議 長 44番

委 員 44番異議ありません。

議 長 45番

委 員 45番異議ありません。

議 長 46番

委 員 46番異議ありません。

議 長 47番

委 員 47番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岩崎 浩樹君

岩崎係長 受付番号1番、議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、取消相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 受付番号42番～47番、86番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号49番～81番については再設定であります。また、受付番号48番、82番～85番については、設定変更であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号42番、質疑はありませんか。

委 員 42番異議ありません。

議 長 43番

委員 43番異議ありません。

議長 44番

委員 44番異議ありません。

議長 45番

委員 45番異議ありません。

議長 46番

委員 46番異議ありません。

議長 47番

委員 47番異議ありません。

議長 86番

委員 86番異議ありません。

議長 受付番号49番～81番の再設定について、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 受付番号48番、82番～85番の設定変更について、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号4番～5番を議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号4番、質疑はありませんか。

委員 4番異議ありません。

議長 5番

委員 5番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

渡邊委員 14ページの許可取消願いだが、18年前に許可出したものが、地目も台帳、現況は田のまま残っているのか。

岩崎係長 田のまま残っています。

渡邊委員 許可した時点で雑種地になっていないのか。

岩崎係長 住宅建設の予定でしたが、建設前に譲受人が病気になって、そのまま田のまま残っています。今回、この許可取消願いを出して、県が受理した後、農地として農業委員会の農地台帳に登載する予定になります。

渡邊委員 農地としては残っていなかったのでしょうか。法務局の台帳も。

岩崎係長 法務局の台帳は変えていないまま、農地、田のままでした。

渡邊委員 それがよくわからない。普通、許可が下りたら雑種地等になるんでしょ。それというのは、税金の関係で雑種地になって戻して田にきちっと戻らなければ、持ち主に雑種地課税になる。今ま

では許可した時点で変わって30年、40年経ってもそれはそれで税金払いよりもという形になっている。農地から雑種地に切り替わってまたその雑種地から農地に戻すのには大変なので、こういう形で農地のままにしているのかまわらないのか。

大西次長 転用については、家を建てるのに転用許可取ったら、ある程度基礎づくりしてから現況の審査して、確認申請を出してもらって農業委員会会長名の判をついた確認書を法務局に出して、地目を宅地に変更するわけです。この場合、農地のまま残っていたということですが、税金のほうは、固定資産税は許可がおりたら、宅地介在田ということで宅地の2分の1の課税で即、1月1日にその許可がおりておれば、家が建っていようがまいが、宅地の2分の1の課税で固定資産税がかかります。今ずっと農地ですので、許可取消ということになりますから農地に戻すと来年の平成29年度の固定資産税は農地課税になります。

渡邊委員 図面はそのまま、市の固定資産税はかかっても、法務局のほうは田のままになっているんでしょ。

大西次長 よく事業計画の変更申請が出ていますが、合わせて5条申請出している分が農地のままで、雑種地、宅地のままでしたら事業計画変更だけで申請ができます。宅地の場合、ある程度基礎できて水道ができるだけで宅地に地目変更ができると聞いております。農業委員会では転用許可後の確認申請書を出してもらい、現場で事務局が確認し、会長名の判をおし、それを法務局にもって地目変更をするという流れになっています。

渡邊委員 雑種地を農地に戻すというのはかなり制約が多くて、そう簡単にできない。きちっと作物を作れば農地にもどるのだが、たとえば私の場合、鶏舎をやめて解体したけど、雑種地になって、通路にコンクリートがあって戻しにくい規定があった。法務局の台帳が変わらなければ、固定資産税に始まって国保から全部影響してくるので、農地と雑種地の違いというのは、個々にもものすごく影響する。今から耕作放棄地が増えた時に雑種地になってしまったら、今度すべての税金がいろんな形で絡んでくるということは頭に入れておくべきだと思う。

局長 税務課のほうで農地が宅地化している場合、宅地並み課税になるということで説明に行っているが、農業委員会としては宅地化していても農地として使用していなくても農地台帳に載っているので宅地にはしない。ただ固定資産税は宅地並み課税になる。介在田の場合は今後宅地になるということで、事業を起こすまでは半分の課税になりますが、普通に宅地、雑種地に認定されるとこれは介在田でないの、ふつうの宅地、雑種地並み課税になります。今年そういう案件が大分あったと聞いております。作物を作っていたら、それがきちっと確認できれば農業委員会としても農地登載を検討するが、それ以外は検討しない。

石川邦委員 最近、民家を解体して更地にして、木造と鉄筋があつて鉄筋の方は解体するとこれくらいの塊とコンクリートがあつて、木造の壁土が残っており、それを広げて芋でもすれば農地として認めてくれるのか。これは農業するとか、税金対策で税金を少しでも安くしようということで聞かれたが、その時には農業できる状態でないでしょうと返事したが、肥え土でも入れたら認めてくれるのか。

局長 すでに宅地で登記されているところについては、農業委員会に申請する前に法務局で農地にもどしてくださいという指導をする。現況の写真とかを撮って農地として登記された後に、農地台帳に登載を申請するという流れにしていますので、法務局が登記を認めなければいかんのと、たぶん代書屋さん等に登記の申請を頼むと今かけている税金以上にお金がかかると思いますので、なかなか自分で登記して農地に戻すという作業ができる人は少ないと思います。

渡邊委員 基本的には法務局が可と認める場合もあるのでは。

局長 写真の添付がいります。

渡邊委員 現実にまだまだ出てくると思う。農家で広い農地に誰も作物を作らないようになったら、農地に戻すのと戻さないのでは、国保から始まって税金等にすべてのことに影響するので、みんな固定

資産税を何とか削ろうと真剣に考えようと思うので、ただ単にその税金が高い安いではなくて、次に代が代わって子供に相続するにしても、すべてに影響するので、そのあたりはかなりきちっと真剣に相談に乗ってあげて、本人が納得することだったら少しでも無駄のないことを指導してあげないといけないのではないかな。

局 長 非常にデリケートな問題もありますが、たとえば宅地の一部を家庭菜園のようにしているので農地にしたいという場合には、分筆して登記して申請するようになり、かなり手間がかかりますし、一旦農地にすると転用の許可を取らないと自由に使用できないということにもなりますので、その辺のところを説明したうえで、なかなか農地に戻すのは難しいということを理解していただくように説明しています。

篠原委員 川滝の場合、農地を含めて空き家の場合、木が生えて山になっている。この場合、山林ですか、農地ですか、宅地ですか。

局 長 宅地が山林化しているというのは、登記の問題と税務課の課税の問題ですが、山際で農地が山林化していることについて、ここ何年間出てきているものは、国土調査で山林化しているということで報告のあったものについては現地確認をした上で、山林ということで農地からはずすことがあります。国土調査以外のところで、十数年山林化しているお知らせがあれば、現地確認をして処理していきますが、非農地証明の申請を出していただいて、事務局で確認して、農業委員会で決定して農地台帳からはずすという処理をしています。財産にもかかるので農地を山林にする場合、本人の申請によることとしております。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：25）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 篠原義尚

委 員 石川 武将